

再生可能エネルギーによる温室効果ガスの排出抑制効果推計業務仕様書

1 業務名称

再生可能エネルギーによる温室効果ガスの排出抑制効果推計業務

2 目的

本市では、2019年12月に、2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指すことを宣言し、地球温暖化対策をより一層推進していくため、今年度、那須塩原市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の改訂を進めている。

その基盤情報となる市内の温室効果ガス排出・吸収量については、本市の現状を個別に示す統計情報等がないため、そのほとんどを按分法で算定している。その結果、再生可能エネルギー導入や省エネルギー化といった施策の効果が排出削減量に反映されないとの課題がある。

施策の効果を適切に評価し、2050年CO₂排出量実質ゼロに向けてPDCAサイクルを回すためには、市内の温室効果ガス排出・吸収量を可能な限り精緻に把握する等の必要がある。

また、地域の再生可能エネルギー由来の電気が持つ環境価値は、供給側又は需要側のどちらの地域に帰属するのかという議論があり、計上に関する基準が明確でないというのが現状である。

本業務では、地域の温室効果ガス排出・吸収量を議論する際の環境価値の計上方法も含め、温室効果ガスの排出量、吸収量及び削減量を適切に算定する方法を検討するとともに、将来予測を行った上で、2050年を見据えた地域再生可能エネルギー導入目標策定支援等を行う。

3 業務内容

上記の目的を達成するため、以下の(1)から(3)を実施すること。

(1) 温室効果ガスの排出量、吸収量及び削減量を適切に算定するための改善に関する検討

- ・環境省が定める「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を参考に、市内の温室効果ガス排出量の現況を推計する。また、市内の森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を推計する。
- ・その上で、現状の推計方法による算定値の課題を分析し、次の(3)に示す将来予測と関連させることを前提として、現状の算出方法では不足する部分の改善検討を行う。
- ・また、本市の再生可能エネルギーに関連する取組によって削減される温室効果ガス排出量の削減効果を地域レベルで定量的に算出する方法を検討し、推計する。
- ・再生可能エネルギー由来電力の供給地と需要地が異なる場合の環境価値の計上方法を検討する。

(2) 再生可能エネルギー導入目標の策定検討

- ・2020年度に実施した地域再生可能エネルギー活用による那須塩原市地域循環共生圏構築支援事業の調査結果（以下、調査結果という。）に加え、新たな再生可能エネルギーに関連する事業の可能性も検討しつつ、本市において実現可能性があり、かつ、地域の課題の同時解決に資する再生可能エネルギーに関連する事業について、市の施策の取組方針として将来ビジョン・脱炭素シナリオを取りまとめる。
- ・それぞれの施策に必要な対策を具体化し、2050年度を見据えた具体的な再生可能エネルギー導入目標の策定とロードマップを整理する。ここで、2050年の目標を前提として、バックキャスティング等により2030年等の中間地点の目標を設定し、二段階の目標を掲げるものとする。
- ・調査結果において、市域にゼロカーボン街区の導入の構想を検討することとしており、その実現に向けた脱炭素シナリオを整理する。

(3) 2050年までの脱炭素に向けた温室効果ガス排出量、吸収量及び削減量の将来予測

- ・(1)で検討した改善方法により、地域の特性や森林等の吸収源による効果を踏まえた温室効果ガス排出量の将来予測を行う。将来予測は、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の本市における温室効果ガス排出・吸収量とする（現状趨勢ケース）。
- ・その上で、2050年までの脱炭素に向けて、将来のエネルギー消費量を加味して、(2)による再生可能エネルギーに関連する施策として実施する対策の効果を考慮した対策パターンによる温室効果ガス排出量、削減量の将来予測を行う。

4 履行期間

契約日の翌日から令和4年1月18日まで

5 履行場所

那須塩原市内ほか

6 提案上限額

9,966,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7 中間報告

本業務の内容は、本年度改訂予定の地球温暖化対策実行計画【区画施策編】に反映させることを想定しているため、受託者は、令和3年9月末を目途に、「3 業務内容」の検討結果をまとめた中間報告書を提出すること。

8 成果物

- (1) 事業実施報告書 20部
- (2) 上記(1)の電子データを保存したCD-R 2枚

9 その他

- (1) 本業務は、環境省「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」の補助金活用を想定しており、補助金の交付に至らなかった場合には、事業化されないことがある。
なお、補助金の選考結果の時期は6月上旬、交付決定の時期は6月下旬予定となっている。
- (2) 受託者は、別で策定を進めている「那須塩原市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」の受託者と、適宜連携を図り業務を遂行すること。
- (3) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。
- (4) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (5) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受注者の責任において対処すること。
- (6) 成果物に契約不適合があった場合は、市の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により事業を実施するものとする。

10 支払条件

- 1回(精算払)